

平成 23 年度

予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

平成 23 年 10 月 3 日

病院事業庁

項目	頁
ア 県立病院改革について	(P 1)
イ 平成22年度決算と当面の病院運営について	(P 2)
イ-(1) 平成22年度決算と当面の病院運営について (総合医療センター)	(P 3)
イ-(2) 平成22年度決算と当面の病院運営について (こころの医療センター)	(P 4)
イ-(3) 平成22年度決算と当面の病院運営について (一志病院)	(P 5)
イ-(4) 平成22年度決算と当面の病院運営について (志摩病院)	(P 6)
ウ 未収金の回収と発生防止について	(P 7)

項目 ア	県立病院改革について	意見書 2頁
意見	<p>県立病院改革については、平成22年3月に「県立病院改革に関する基本方針」が知事から示され、平成24年度からの総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実かつ遺漏のないよう進められたい。</p> <p>運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることが、患者や地域住民にとって重要であることから、現在病院に勤務している職員に運営形態変更後の身分、処遇について十分な説明を行い円滑な移行に努められたい。</p> <p>また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。</p> <p>運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題である病院間の資金貸借の解消方法や特定地方独立行政法人設立時の貸借対照表の試算等の整理がされたところである。今後、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与金や平成24年度以降の運転資金の目処等、資金手当の課題についても検証し整理されたい。</p>	

1. 県立病院改革について

病院事業庁では、平成22年3月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部と業務を分担しつつ、十分に連携しながら改革にかかる取組を進めているところです。

今回の改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ることが不可欠であり、機会を捉えて情報提供に努めることとしています。その中で、総合医療センターの地方独立行政法人化については、四日市市や近隣の主要医療機関に中期目標を踏まえた今後の病院運営等の説明を行いました。また、志摩病院への指定管理者制度の導入については、平成23年11月と平成24年2～3月に住民説明会を実施し、指定管理者による病院運営などについての説明を行うこととしています。

職員に対しては、これまでも説明会や個人面談などによりきめ細かく説明を行ってきたところですが、運営形態の円滑な移行に向け、今後も進捗状況に応じて説明を行うなど、的確に対応してまいります。

なお、志摩病院など3病院についての累積欠損金や退職給与引当金など今後の運営にかかる課題については、早急に整理していきたいと考えています。また、志摩病院への指定管理者制度導入に伴い当面必要となる運転資金の貸付など資金面の支援については、今後の診療体制の回復状況なども踏まえながら、指定管理者と十分協議のうえ適切に対応してまいります。

項目 イ	平成22年度決算と当面の病院運営について	意見書 3頁
意見	<p>平成23年度末までは、県立県営で4病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、設定した目標に則り、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p>	

1. 平成23年度の病院運営について

医療を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、県立病院としての役割・機能を十分に発揮するとともに、県民に良質で満足度の高い医療を提供するため、平成23年度においては、こころの医療センター、一志病院については、「三重県病院事業中期経営計画」に基づく年度計画で設定した取組目標、総合医療センター、志摩病院については、当面の運営方針で設定した取組目標に則って、経営改善等に努めてまいります。

項目 イ (1)	平成22年度決算と当面の病院運営について (総合医療センター)	意見書 3頁
意見	<p>今後も、看護基準の安定維持のため、看護スタッフの確保及び定着に努めるとともに、平成21年度から導入しているDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や経費削減により、収支の改善に引き続き取り組まれます。</p>	

1. 看護スタッフの確保と定着について

看護スタッフの確保については、様々な就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問、実習環境の充実に向けた取組などを行っています。

また、看護スタッフの定着については、新人研修プログラムの見直しやスタッフのきめ細かなメンタルフォローを充実させるなどの取組を実施するほか、子育て中のスタッフも安心して働くことのできる環境づくりに努め、離職防止を図っています。

2. 収支改善への取組について

収益に関しては、診療報酬改定やDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用を図るため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的で開催して、病院スタッフ全員の理解を深めています。

また、平成23年度は、平成18年10月から閉鎖している病棟を11月に再開して稼働病床数を増加させるとともに、がん拠点病院として消化器がんの早期発見・治療に貢献できるように内視鏡室を拡充整備（平成24年度中に稼働予定）して検査体制を強化することなど、より一層の患者への医療サービスの提供の充実を図っています。

このような総合医療センターの医療機能に応じた患者の受入れは、安定的収益の確保にもつながることから、今後もこれらの取組を進めていきます。

一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の削減、フィルムレス化の推進、ジェネリック（後発）医薬品使用率の向上などに努め、引き続き病院全体で収支の改善に取り組んでまいります。

項目 イ (2)	平成22年度決算と当面の病院運営について (こころの医療センター)	意見書 3頁
意見	<p>精神科救急病棟等の施設基準を安定して維持するため、医療スタッフの確保及び定着に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援への取組等を引き続き進められたい。</p>	

1. 医療スタッフの確保・定着に向けた取組について

医療スタッフの確保や定着を図るために、医療実習生や研修医の受入に積極的に取り組むとともに、院内研修の計画的な実施や研修プログラムの充実による職員の学習環境の整備など、引き続き人材育成に努めてまいります。

2. 病院機能の見直し、社会復帰・地域生活支援に向けた取組について

精神科医療福祉の流れが大きく変わろうとしている中、当院においても、患者の社会復帰・地域生活支援を支えるために、救急急性期医療の充実・社会復帰地域生活支援体制の確立を目指して取り組んでいます。

これまでの取組をベースに、質の高い精神科医療や、患者・家族ニーズに即した医療サービスの提供に努めるとともに、入院医療だけでなく、地域生活を送りながら支えていく医療の在り方を目指すため、外来医療や社会復帰・地域生活支援体制の充実による包括的な医療サービスを目指していきます。

項目 イ (3)	平成22年度決算と当面の病院運営について (一志病院)	意見書 4頁
意見	引き続き、家庭医療を行う医師（家庭医）の育成を図るとともに、訪問診療の充実など、地域の医療ニーズに対応されたい。	

1. 家庭医療を行う医師の育成について

当院では、平成19年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいます。医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性が高まってきていることから、今後も家庭医の育成に引き続き取り組んでまいります。

2. 地域の医療ニーズへの対応について

当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

項目 イ (4)	平成22年度決算と当面の病院運営について (志摩病院)	意見書 4頁
意見	健康福祉部等とも十分な連携を図りながら医師を確保し、診療体制の回復を図りたい。	

1. 診療体制の回復について

医師確保対策として、三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や、医師公舎の確保などに取り組んでいます。さらに、平成24年4月から指定管理者となる公益社団法人地域医療振興協会に対して、医師の前倒し配置の要請を行い、循環器科、外科及び総合診療科の医師の前倒し配置を受けているところです。

今後も、指定管理者に対して、さらなる医師の前倒し配置の要請を行うとともに、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着、診療体制の回復及び円滑な運営管理移行ができる体制づくりに努めていきます。

項目 ウ	未収金の回収と発生防止について	意見書 5頁
意見	<p>平成22年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で1億6,561万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成22年度中に1,881万円を回収（会計上の減額処理2,875万円と合わせ過年度未収金は4,756万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成22年度においては、2,462万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p>	

1. 未収金の回収と発生防止について

過年度の未収金となつてからの回収は困難さが増すため、今後も、発生防止及び発生直後の対策に最大限注力するとともに、過年度未収金となったものについては、様々な回収対策により回収に努めてまいります。

なお、未収金発生防止及び回収に向けては、今後も、次のような対策を進めていきます。

(1) 発生防止対策

- ①「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を患者等に配布し、入院費用に関する早期の相談の呼びかけを行います。
- ②診療部や患者相談窓口など病院内で連携して、患者等に公費負担制度等の説明と申請のサポートを行います。
- ③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図ります。

(2) 回収対策

- ①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行います。
- ②理由無く支払わないものについては支払督促をはじめとする法的措置を行います。
(※22年度は59件、689万円余りについて法的措置を実施)
- ③特に回収が困難な債権に対する対応を強化するため、弁護士へ回収業務を委託します。
(※22年度は108件、総額1,211万円余りを委託)